

警務 甲 達 第 3 3 号  
平成 2 5 年 1 0 月 1 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

### 福井県警察官の礼装について

福井県警察官の服制に関する訓令（平成6年福井県警察本部訓令第2号）第16条に定める礼装に関する細部事項について、下記のとおり定め、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、警察官の礼装の実施について（昭和47年警務訓第5号）は、廃止する。

#### 記

#### 1 礼装の種類

##### (1) 礼服

服制は、別添のとおりとする。

##### (2) 略礼装

礼肩章及び飾緒を着装した制服（夏服を除く。）、制帽、ネクタイ並びに白手袋を着用する。

#### 2 礼装をする場合

礼装をする場合は、次のとおりとする。ただし、本部長が必要でないと認めたときは、この限りでない。

##### (1) 表彰式等公式の儀式に出席する場合

##### (2) その他本部長が儀礼上必要があると認めた場合

#### 3 着用期間

##### (1) 礼服

冬礼服は11月1日から翌年4月30日までとし、夏礼服は5月1日から10月31日までとする。ただし、本部長が儀礼上必要があると認めたときは、この限りでない。

##### (2) 略礼装

冬服での略礼装は12月1日から翌年3月31日までとし、合服での略礼装は4月1日から11月30日までとする。

#### 4 警察勲功章等の着用

礼装をする場合における警察勲功章等の着用については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）第9条第2項に準ずる。

#### 5 拳銃の携帯等

礼装をする場合は、原則として、拳銃を携帯しない。ただし、本部長が指示したときは、適宜の方法でこれを携帯する。

## 6 借用手続

礼服を借用しようとする者は、礼服借用申請書（別記様式）により、所属長を經由して本部の警務課長に申請するものとする。

様式省略

別添

1 男性警察官礼服

礼服	冬服	上衣	制式	色	黒色とする。
				地質	毛織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
				襟及び襟章	折り襟式・剣襟式とする。両襟の上襟に金色モール製の桜花模様の襟章を付ける。
					肩
				前面	1 日章を付けた金色の金属製ボタン4個を一行に付ける。 2 ポケットは、左右の胸部及び腰部に各1個とし、胸部のポケットにひだ2条を付ける。ポケットには蓋を付け、日章を付けた金色の金属製ボタン各1個で留める。
					後面
	袖及び袖章	長袖とし、両袖の下端に近い部位に縞織金線及び階級に応じて1条から3条までの縞織黒線を付ける。 形状は、別図1及び別図2のとおりとする。			
	ズボン	色	上衣と同色とする。		
		地質	上衣と同質とする。		
		制式	1 長ズボンとし、両脇の縫い目に沿って縞織黒線を付ける。両側及び左右後方にポケット各1個を付け、左後方のポケットに黒色ボタン1個を付ける。 2 形状は、別図1のとおりとする。		
	夏服	上衣	制式	色	灰味青色とする。
				地質	毛織物、麻織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
襟及び襟章				冬礼服上衣と同様とする。ただし、桜花模様の襟章は、銀色モール製とする。	
				肩	冬礼服上衣と同様とする。
前面				冬礼服上衣と同様とする。ただし、ボタンは、日章を付けたいぶし銀色の金属製とする。	
				後面	冬礼服上衣と同様とする。
袖及び袖章				長袖とし、両袖の下端に近い部位に縞織銀線及び階級に応じて1条から3条までの縞織灰味青線を付ける。 形状は、冬礼服上衣と同様とする。	

		ズボン	色	上衣と同色とする。
		ズボン	地質	上衣と同質とする。
		ズボン	制式	冬礼服ズボンと同様とする。ただし、側線及び左後方ポケットのボタンは、灰味青色とする。
礼帽	冬礼帽		色	黒色とする。
			地質	冬礼服上衣と同様とする。
		制式	ひさし及びあごひも	前ひさし及びあごひもは、黒色とする。あごひもは、腰の両側において金色の金属製日章各1個で留める。まちの両側に各2個のはとめを付ける。前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁に沿って金色モール製の桜花桜葉模様を付ける。
			記章	金色の金属製日章をモール製金色桜で囲む。黒色の布製の台地とする。
			帯章	腰に黒色の斜子縁を巻き、警部以上の階級の場合にあっては蛇腹金線及び蛇腹黒線を、警部補の階級の場合にあっては蛇腹黒線を巻く。
			形状は、別図3のとおりとする。	
	夏礼帽		色	灰味青色とする。
			地質	夏礼服上衣と同様とする。
		制式	ひさし及びあごひも	冬礼帽と同様とする。ただし、あごひも留めの金属製日章及び前ひさしの桜花桜葉模様は、銀色とする。
			記章	冬礼帽と同様とする。
帯章			腰に灰味青色の綾竹縁を巻き、警部以上の階級の場合にあっては蛇腹銀線及び蛇腹灰味青線を、警部補の階級の場合にあっては蛇腹灰味青線を巻く。	
		形状は、冬礼帽と同様とする。		
ワイシャツ				制服用ワイシャツ又は白色無地のものとする。
ネクタイ	冬礼服用		シルバークレーの無地のものとする。	
	夏礼服用		薄紺色の無地のものとする。	
靴				黒色の短靴とする。
手袋				白色無地のものとする。

飾緒	冬礼服用	<p>1 金色の丸打ちひも2条及びこれを3つ編みにしたものの1条を留め側から出し、ひもの先端に日章及び桜花模様を付けた金色の金属製金具を各1個付ける。</p> <p>2 形状は別図7のとおりとし、装着位置は別図9のとおりとする。</p>
	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひもは1条とし、ひも及び金具は銀色とする。
礼肩章	冬礼服用	<p>1 階級に応じて、金色の丸打ちひも2本から4本までを引きそろえ、1列5つ目編み又は6つ目編みとし、警視正以上の階級の場合にあっては、1個又は2個の金色の金属製日章を、警視以下の階級の場合にあっては、1個から3個までの銀色の金属製日章を付け、その上部に日章を付けた金色の金属製丸ボタン1個を付ける。</p> <p>2 形状は別図8のとおりとし、装着位置は別図9のとおりとする。</p>
	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひも及び警視以下の階級の金属製丸ボタンは、銀色とする。

備考

- 1 弔意を表す場合は、ネクタイは黒色無地とし、飾緒は装着しないものとする。
- 2 2の(1)及び(2)の場合で、本部長が飾緒を装着しないことが適当と認めるときは、この装着を省略することができる。

2 女性警察官礼服

礼服	冬服	上衣	色	黒色とする。	
			地質	毛織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
			制式	襟及び襟章	折り襟式・剣襟式とする。両襟の上襟に金色モール製の桜花模様の襟章を付ける。
				肩	両肩に礼肩章の留め金通し各3個を、右肩に飾緒留めのボタン1個を付ける。
				前面	1 日章を付けた金色の金属製ボタン4個を一行に付ける。 2 ポケットは、左右の胸部及び腰部に各1個とし、胸部のポケットにひだ2条を付ける。ポケットには蓋を付け、日章を付けた金色の金属製ボタン各1個で留める。
				後面	センターベンツとする。
				袖及び袖章	長袖とし、両袖の下端に近い部位に縞織金線及び階級に応じて1条から3条までの縞織黒線を付ける。 形状は、別図2及び別図4のとおりとする。
	スカート	色	上衣と同色とする。		
	地質	上衣と同質とする。			
	制式	1 タイトスカートとし、前面にボックスプリーツを付け、後面の裾にスリットを入れる。 2 形状は、別図4のとおりとする。			
	夏服	上衣	色	灰味青色とする。	
			地質	毛織物、麻織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
			制式	襟及び襟章	冬礼服上衣と同様とする。ただし、桜花模様の襟章は、銀色モール製とする。
				肩	冬礼服上衣と同様とする。
				前面	冬礼服上衣と同様とする。ただし、ボタンは、日章を付けたいぶし銀色の金属製とする。
後面				冬礼服上衣と同様とする。	
袖及び袖章				長袖とし、両袖の下端に近い部位に縞織銀線及び階級に応じて1条から3条までの縞織灰味青線を付ける。 形状は、冬礼服上衣と同様とする。	

	スカート	色	上衣と同色とする。	
		地質	上衣と同質とする。	
		制式	冬礼服スカート同様とする。	
礼帽	冬礼帽	色	黒色とする。	
		地質	冬礼服上衣と同様とする。	
		記章	寸法のほかは、男性警察官冬礼帽と同様とする。	
		帯章	頭下部に黒色のグログランを巻き、警部以上の階級の場合にあっては蛇腹金線及び蛇腹黒線を、警部補の階級の場合にあっては蛇腹黒線を巻く。	
			形状は、別図5のとおりとする。	
	夏礼帽	色	灰味青色とする。	
		地質	夏礼服上衣と同様とする。	
		制式		冬礼帽と同様とする。
			記章	冬礼帽と同様とする。
			帯章	頭下部に灰味青色のグログランを巻き、警部以上の階級の場合にあっては蛇腹金線及び蛇腹黒線を、警部補の階級の場合にあっては蛇腹黒線を巻く。
		形状は、冬礼帽と同様とする。		
ワイシャツ			制服用ワイシャツ又は白色無地のものとする。	
ネクタイ	冬礼服用	シルバーグレーの無地のものとする		
	夏礼服用	薄紺色の無地のものとする。		
靴			黒色のパンプスとする。	
手袋			白色無地のものとする。	
飾緒	冬礼服用	<p>1 金色の丸打ちひも2条及びこれを3つ編みにしたもの1条を留め側から出し、ひもの先端に日章及び桜花模様を付けた金色の金属製金具を各1個付ける。</p> <p>2 形状は、別図7のとおりとする。</p>		
	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひもは1条とし、ひも及び金具は銀色とする。		
礼肩章	冬礼服用	<p>1 階級に応じて、金色の丸打ちひもを2本から4本までを引きそろえ、1列5つ目編み又は6つ目編みとし、警視正以上の階級の場合にあっては、1個又は2個の金色の金属製日章を、警視以下の階級の場合にあっては、1個から3個までの銀色の金属製日章を付け、その上部に日章を付けた金色の金属製丸ボタン1個を付ける。</p> <p>2 形状は、別図8のとおりとする。</p>		

	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひも及び警視以下の階級の金属製丸ボタンは、銀色とする。
--	------	--

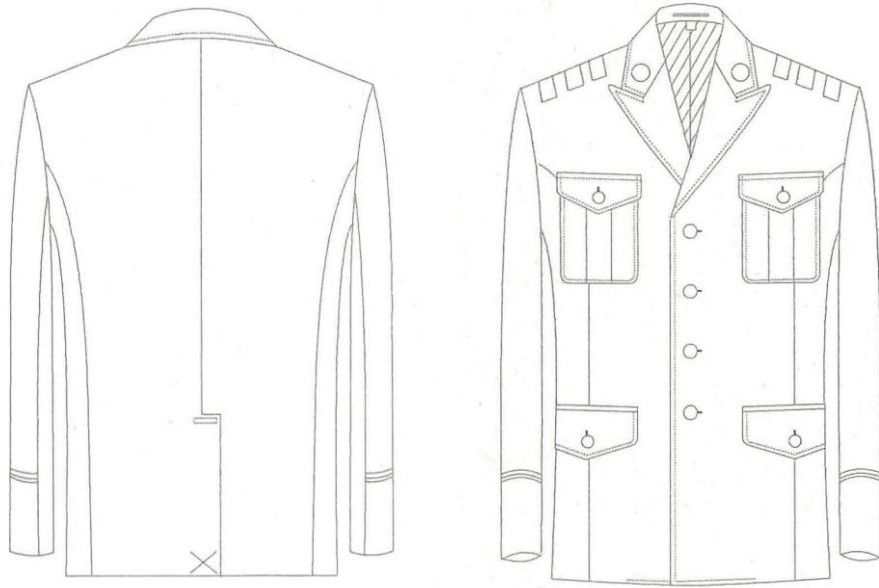
備考

- 1 弔意を表す場合は、ネクタイは黒色無地とし、飾緒は装着しないものとする。
- 2 2の(1)及び(2)の場合で、本部長が飾緒を装着しないことが適当と認めるときは、この着装を省略することができる。



別図1

上衣



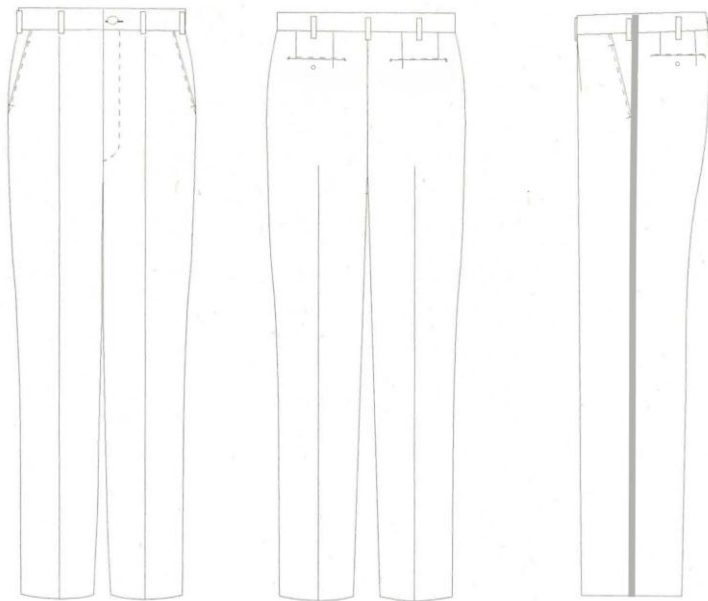
ボタン



襟章



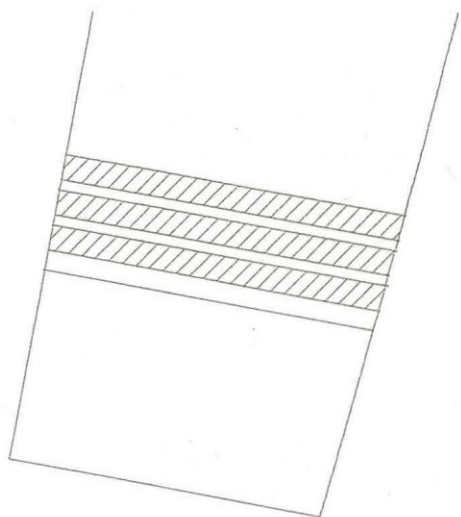
ズボン



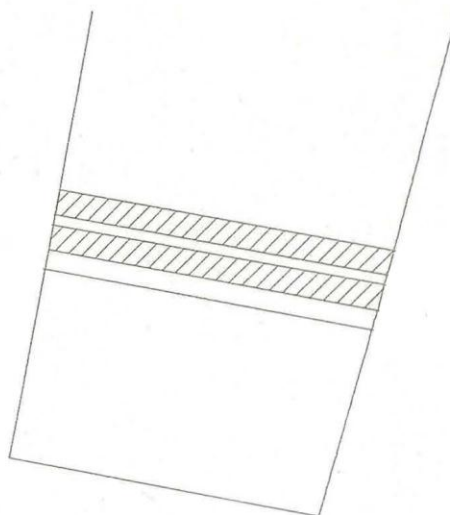
別図 2

袖章

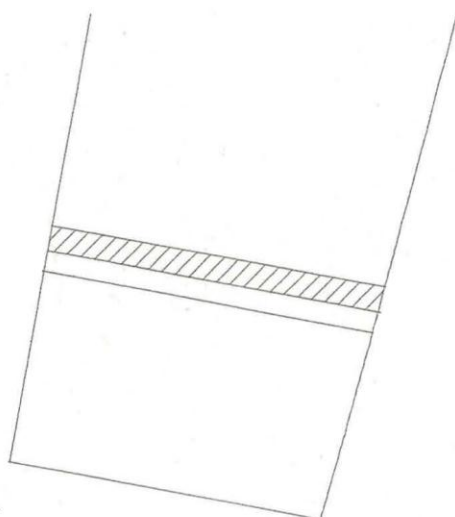
警視長



警視正・警視



警部以下



冬礼服：縞織黒線

夏礼服：縞織灰味青線

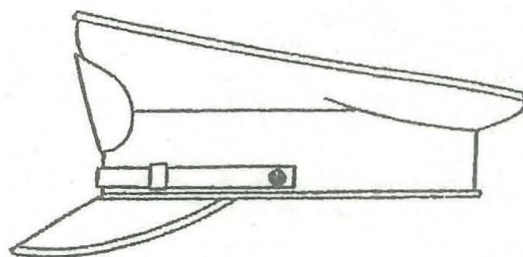
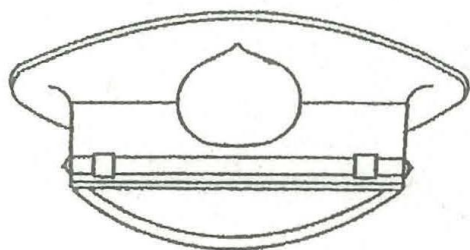


冬礼服：縞織金線

夏礼服：縞織銀線

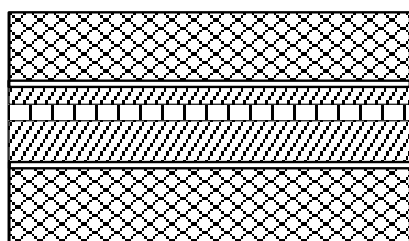
別図3

礼帽

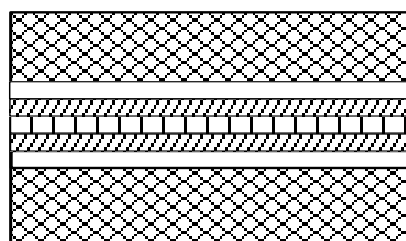


帯章

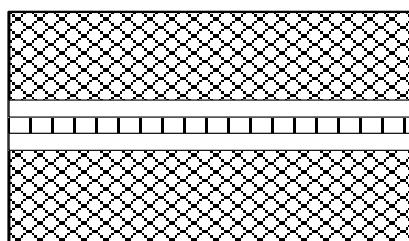
警視長



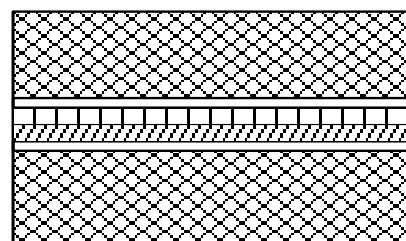
警視正・警視



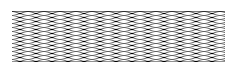
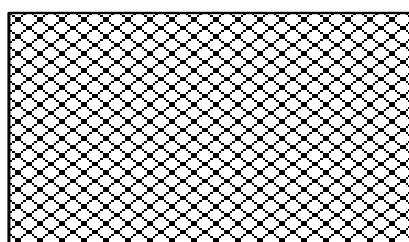
警部



警部補

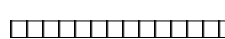


巡查部長以下



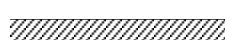
冬：黒色斜子縁

夏：灰味青色綾竹縁



冬：蛇腹黒線

夏：蛇腹灰味青線

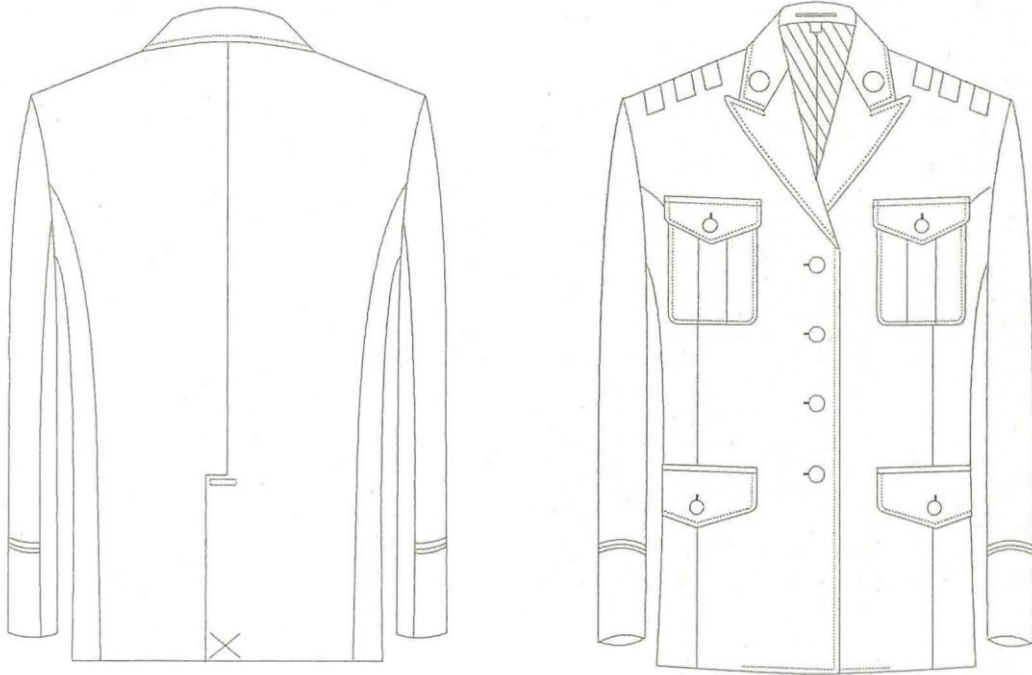


冬：蛇腹金線

夏：蛇腹銀線

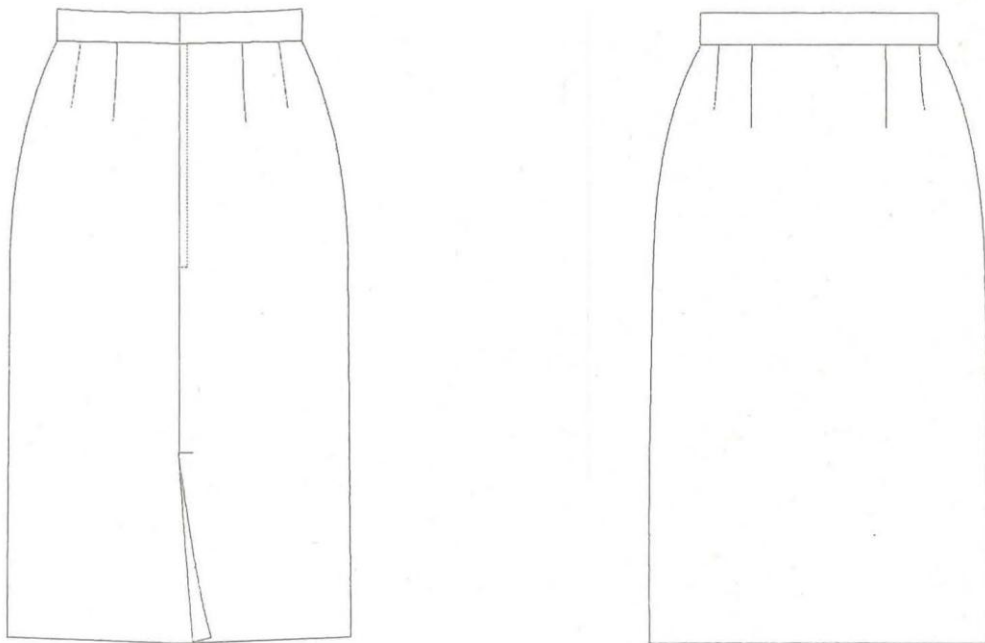
別図 4

上衣



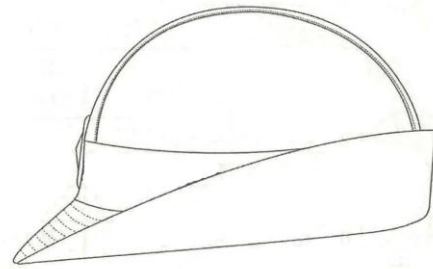
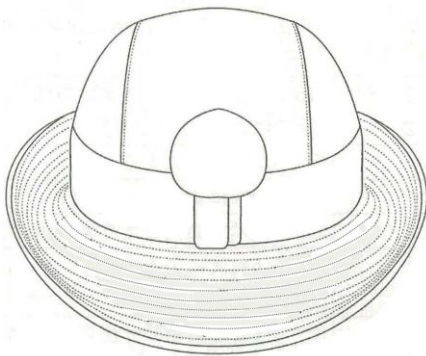
※ 上衣のボタン及び襟章は、男性と同様とする。

スカート



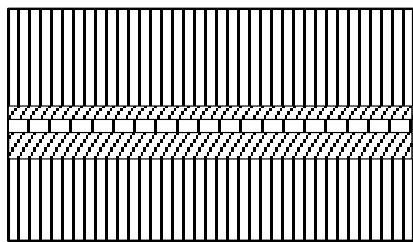
別図 5

礼帽

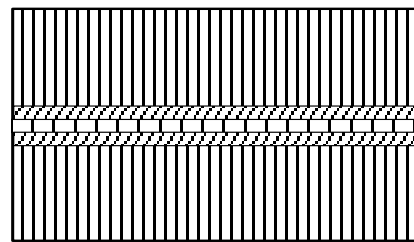


帯章

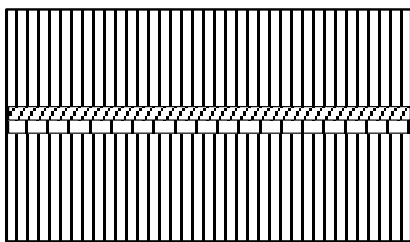
警視長



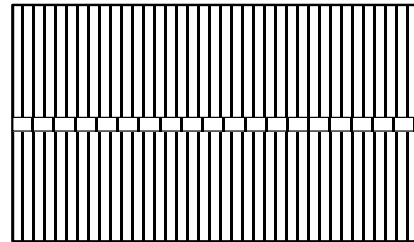
警視正・警視



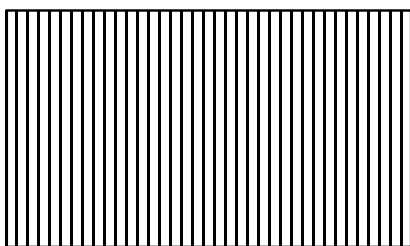
警部



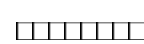
警部補



巡査部長以下



冬：黒色グログラン

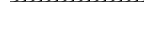


夏：灰味青色グログラン



冬：蛇腹黒線

夏：蛇腹灰味青線



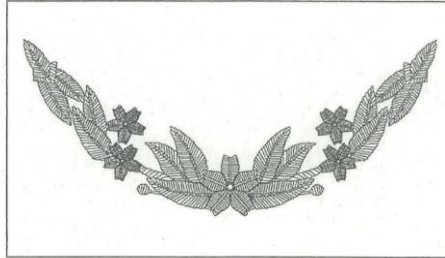
冬：蛇腹金線

夏：蛇腹銀線

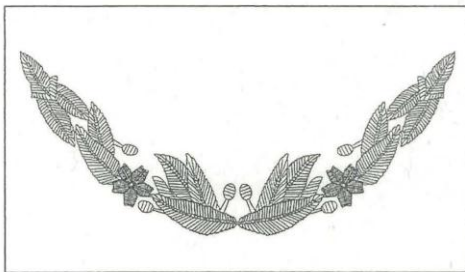
別図6

ひさし柄

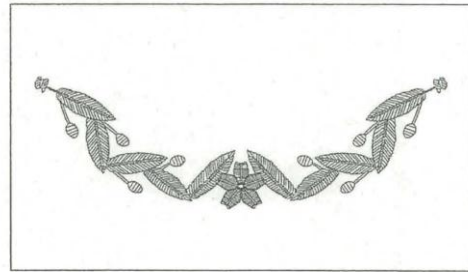
警視長・警視正



警視



警部以下



記章



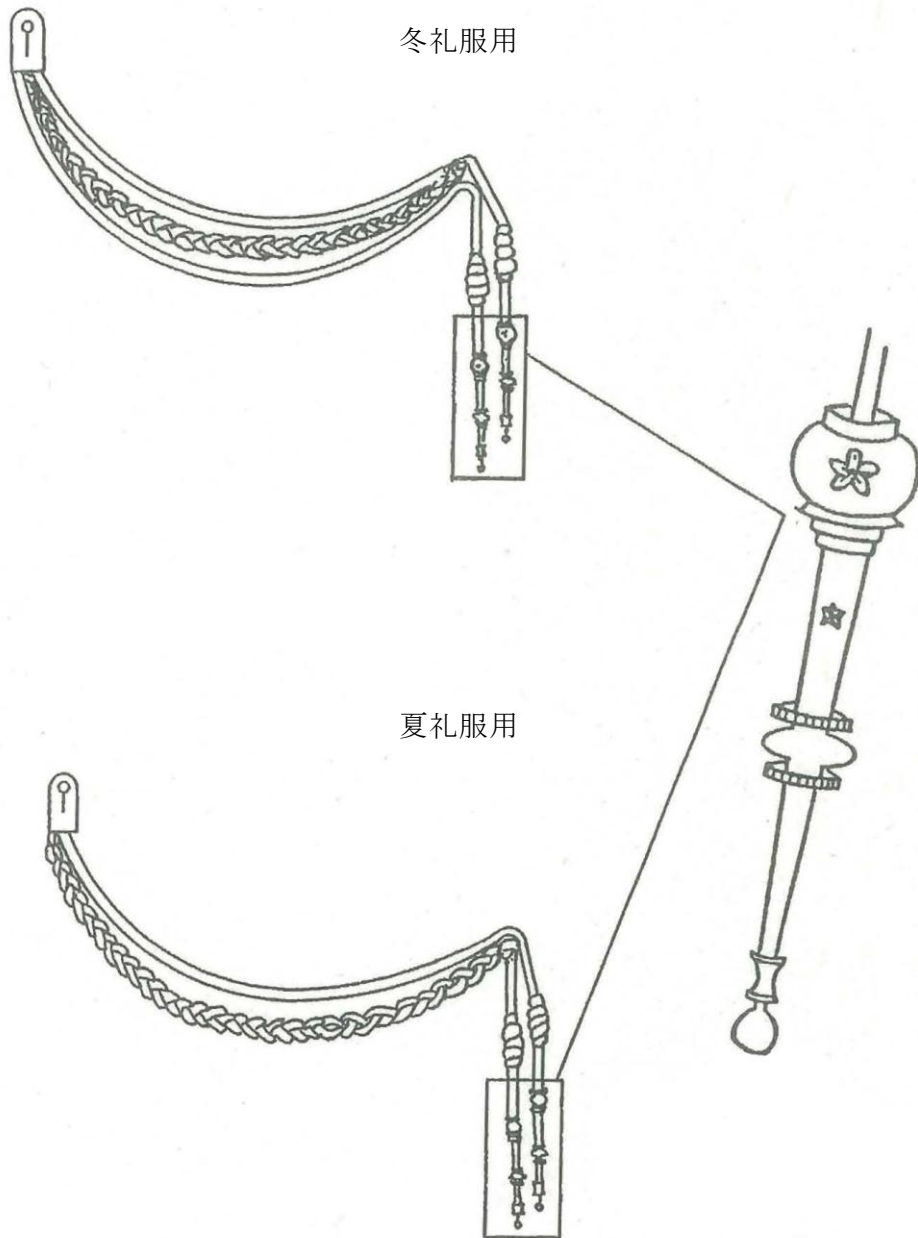
あごひも留め日章



※ 男性のみ

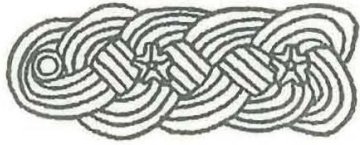
別図7

飾緒

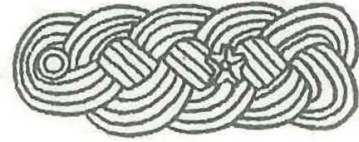


礼肩章

警視長



警視正



警視



警部



警部補



巡查部長



巡查長



巡查





別図 9

飾緒・礼肩章の装着位置

